

商品概要説明書: 外貨普通預金

2022 年10 月20 日現在

商品名	外貨普通預金
ご利用いただけるかた	当社に口座を開きいただいている個人、法人のお客さま。 ※ ただし、個人のお客さまにつきましては、満18歳未満のお客さまはご利用になれません。 ※ また、「ご利用いただけるかた」でも、元本割れのリスクを許容しない投資方針の資金や、借入金・支払の確定している資金からの投資はできませんのでご注意ください。
取扱通貨	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、ニュージーランドドル(以下「NZドル」)、カナダドル、スイスフラン、香港ドル、南アフリカランド(以下「南アランド」)
利用時間	注文方法によって異なります。下記、「外国為替取引の注文方法」をご参照ください。
預入期間	期間の定めはありません。
預入方法	① 円普通預金からの振替によるお預入れ ※ 外国為替取引(円から外貨を買付ける取引)を伴うお預入れ 【例】円普通預金→米ドル普通預金 ② 米ドル普通預金からの振替によるお預入れ(米ドル普通預金および南アランドを除きます) ※ 外国為替取引(米ドルから外貨(米ドルおよび南アランドを除きます)を買付ける取引)を伴うお預入れ 【例】米ドル普通預金→ユーロ普通預金 ③ 同一通貨の外貨普通預金からの振替によるお預入れ 【例】代表口座の米ドル普通預金→目的別口座の米ドル普通預金 ④ 当社で取扱う外貨建て商品の満期金等の振替によるお預入れ ⑤ 被仕向電信送金(当社への外貨送金)によるお預入れ(代表口座のみ) ⑥ 「外貨即時決済サービス」によるお預入れ(代表口座のみ) ※ 外貨現金、外貨建て小切手・トラベラーズチェックによるお預入れは取扱いません。 ※ 外国為替取引を伴うお預入れの際は、この預金と同一の口座名の円普通預金または米ドル普通預金を経由して、この預金へ振替えます。
預入単位	下記、「取引単位」をご参照ください。
預入金額の上限	預入金額の制限はありません。 ※ ただし、外国為替取引(外貨の買付・売却)には一取引あたりの取引金額に上限があります。下記、「取引単位」をご参照ください。 ※ 各国政策、金融情勢、その他諸般の状況の急激な変化等により、預入れいただけない場合があります。
払戻方法	① 円普通預金への振替による払戻し ※ 外国為替取引(外貨を売却し円に戻す取引)を伴う払戻し 【例】米ドル普通預金→円普通預金 ② 米ドル普通預金への振替による払戻し(米ドル普通預金および南アランドを除きます) ※ 外国為替取引(外貨(米ドルおよび南アランドを除きます)を売却し米ドルに戻す取引)を伴う払戻し 【例】ユーロ普通預金→米ドル普通預金 ③ 同一通貨の外貨普通預金への振替による払戻し 【例】目的別口座の米ドル普通預金→代表口座の米ドル普通預金 ④ 当社で取扱う外貨建て商品の預入れ等のための振替による払戻し ⑤ 仕向電信送金による振込(個人のお客さまは国内のご本人名義の、法人のお客さまは国内外の他行口座への外貨送金)を利用した払戻し(代表口座のみ) ⑥ 「外貨即時決済サービス」による払戻し(代表口座のみ)

	※ 外貨現金のお引出しおよびトラベラーズチェックによる払戻しは取扱いしません。 ※ 外国為替取引を伴う払戻しの際は、この預金と同一通貨かつ振替先口座と同一の口座名の外貨普通預金を経由して、円普通預金または米ドル普通預金へ振替えます。																																	
取引単位	最低取引金額および単位 外国為替取引(外貨の買付・売却)を伴う場合、注文時点において、出金金額および入金金額の双方に適用されます。 <table><tr><th>通貨</th><th>同一通貨間の振替の場合</th><th>外国為替取引を伴う場合</th></tr><tr><td>(円)</td><td>—</td><td>(1円以上1円単位)</td></tr><tr><td>米ドル</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1米ドル以上1セント単位</td></tr><tr><td>ユーロ</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1ユーロ以上1セント単位</td></tr><tr><td>英ポンド</td><td>1ペンス以上1ペンス単位</td><td>1英ポンド以上1ペンス単位</td></tr><tr><td>豪ドル</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1豪ドル以上1セント単位</td></tr><tr><td>NZドル</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1NZドル以上1セント単位</td></tr><tr><td>カナダドル</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1カナダドル以上1セント単位</td></tr><tr><td>スイスフラン</td><td>1サンチーム以上1サンチーム単位</td><td>1スイスフラン以上1サンチーム単位</td></tr><tr><td>香港ドル</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1香港ドル以上1セント単位</td></tr><tr><td>南アランド</td><td>1セント以上1セント単位</td><td>1南アランド以上1セント単位</td></tr></table> 取引金額の上限 同一通貨間の振替の場合、取引金額の制限はありません。 ただし、外国為替取引(外貨の買付・売却)を伴う場合、注文時点において、一取引あたりの取引金額に下記の制限があります。 ① 円普通預金と外貨普通預金との振替(円との取引) 円普通預金の振替金額(相当額)が5,000万円以下 ② 米ドル普通預金と米ドル以外の外貨普通預金との振替(米ドルとの取引) 米ドル普通預金の振替金額(相当額)が50万米ドル以下	通貨	同一通貨間の振替の場合	外国為替取引を伴う場合	(円)	—	(1円以上1円単位)	米ドル	1セント以上1セント単位	1米ドル以上1セント単位	ユーロ	1セント以上1セント単位	1ユーロ以上1セント単位	英ポンド	1ペンス以上1ペンス単位	1英ポンド以上1ペンス単位	豪ドル	1セント以上1セント単位	1豪ドル以上1セント単位	NZドル	1セント以上1セント単位	1NZドル以上1セント単位	カナダドル	1セント以上1セント単位	1カナダドル以上1セント単位	スイスフラン	1サンチーム以上1サンチーム単位	1スイスフラン以上1サンチーム単位	香港ドル	1セント以上1セント単位	1香港ドル以上1セント単位	南アランド	1セント以上1セント単位	1南アランド以上1セント単位
通貨	同一通貨間の振替の場合	外国為替取引を伴う場合																																
(円)	—	(1円以上1円単位)																																
米ドル	1セント以上1セント単位	1米ドル以上1セント単位																																
ユーロ	1セント以上1セント単位	1ユーロ以上1セント単位																																
英ポンド	1ペンス以上1ペンス単位	1英ポンド以上1ペンス単位																																
豪ドル	1セント以上1セント単位	1豪ドル以上1セント単位																																
NZドル	1セント以上1セント単位	1NZドル以上1セント単位																																
カナダドル	1セント以上1セント単位	1カナダドル以上1セント単位																																
スイスフラン	1サンチーム以上1サンチーム単位	1スイスフラン以上1サンチーム単位																																
香港ドル	1セント以上1セント単位	1香港ドル以上1セント単位																																
南アランド	1セント以上1セント単位	1南アランド以上1セント単位																																
適用金利	当社WEB サイト上に通貨ごとに表示する外貨普通預金金利を毎日適用します。各口座のお預入れ残高に応じて金利が付利されます。 金利は金融情勢に応じて変更します(変動金利)。																																	
利息の計算方法と受取方法	毎日の最終残高1補助通貨単位以上について、付利単位を1補助通貨単位として、毎月の当社所定の日(毎月第3土曜日)に、当社所定の利率によって1年を365日として日割り計算のうえ、その翌日にこの預金に組入れます。																																	
手数料	手数料はかかりません。																																	
外国為替取引の取扱い	当社は、外国為替市場が開いていない時間帯を除き、原則として24時間リアルタイムで提示レート(買付レートおよび売却レート)を更新します。 外国為替取引(外貨の買付・売却)は、当社が提示レートを更新している時間帯に成立します。なお、提示レートを更新していない時間帯でも注文を受け付けます。下記、「外国為替取引の注文方法」をご参照ください。																																	
外国為替取引の換算方法	注文方法および外貨の買付・売却にかかわらず、注文金額として出金金額を指定する方法、入金金額を指定する方法のいずれも可能です。 外国為替取引成立時の換算金額の計算方法は下記のとおりです。 注文金額として出金金額を指定する場合の換算方法 ① 外貨を買付ける場合:入金金額＝注文金額÷買付レート(単位未満切捨て) ② 外貨を売却する場合:入金金額＝注文金額×売却レート(単位未満切捨て) 注文金額として入金金額を指定する場合の換算方法 ① 外貨を買付ける場合:出金金額＝注文金額×買付レート(単位未満切上げ) ② 外貨を売却する場合:出金金額＝注文金額÷売却レート(単位未満切上げ)																																	

	※ 通貨の組合せが米ドル・カナダドル、米ドル・スイスフラン、米ドル・香港ドルの場合の換算方法は、計算式の掛け算・割り算が逆になります。
外国為替取引の 注文方法	【リアルタイム注文】 ① 注文受付時間 当社が提示レートを更新を行う時間帯(ただし、システムメンテナンス時間を除きます)。 ② 注文受付条件 お客さまが指定する出金口座(以下「出金口座」)の出金可能額が、出金金額に相当する金額(以下「出金相当額」)以上であること。 ③ 適用為替レート 注文受付時点の当社提示レート ④ 資金振替日 外国為替取引の成立時点 【ウィークエンド注文】 ① 注文受付時間 当社が提示レートを更新を行わない時間帯(ただし、システムメンテナンス時間を除きます)。 ② 注文受付条件 出金口座の出金可能額が、出金相当額以上であること。 注文受付から取引成立(資金振替)までの間、出金相当額について出金口座からの払戻しを制限させていただきます。 ③ 注文受付時の出金相当額の計算方法 1) 注文金額として出金金額を指定する場合 出金相当額は、注文金額となります。なお、取引成立時の出金金額は注文金額と同額ですが、注文受付時においては、適用為替レートが確定していないため、取引成立時の入金金額は未確定です。 2) 注文金額として入金金額を指定する場合 出金相当額は、直近(直前のリアルタイム注文受付終了時点)の提示レートをもとに、以下のとおり計算します。なお、取引成立時の入金金額は注文金額と同額ですが、注文受付時においては、適用為替レートが確定していないため、取引成立時の出金金額は未確定であり、出金相当額とは異なります。 ・買付: 出金相当額 = 注文金額 × [直近の買付レート × 110%] (単位未満切上げ) ・売却: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [直近の売却レート × 90%] (単位未満切上げ) ※ 通貨の組合せが米ドル・カナダドル、米ドル・スイスフラン、米ドル・香港ドルの場合 ・買付: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [直近の買付レート × 90%] (単位未満切上げ) ・売却: 出金相当額 = 注文金額 × [直近の売却レート × 110%] (単位未満切上げ) ④ 適用為替レート 注文受付後、提示レートの更新を再開する日に当社が最初に提示する提示レート(注文受付の時点では適用為替レートは未確定です) ⑤ 取引の成立 注文金額として入金金額を指定した場合で、上記④の適用為替レートが上記③2)の注文受付時に参照した直近の提示レートから 10%を超えて変動し、取引成立時の出金金額が注文受付時に計算された出金相当額を上回ることとなる場合には、取引は不成立となりますので、あらかじめご了承ください。 ⑥ 資金振替日 外国為替取引の成立日(当社が提示レートの更新を再開する日) 【指値注文】 ① 指値注文の種類

	1) 指値注文: 単独の指値注文です。買付、売却それぞれに指値と逆指値があります。 2) 複合指値: 複数の指値注文を組合せいただけます。IFD と OCO があります。IFD には、買付後売却と売却後買付があります。 OCO には、2 種類の買付(指値と逆指値)、2 種類の売却(指値と逆指値)、買付と売却(指値または逆指値)があります。 ② 注文受付時間 原則として24 時間365 日(ただし、システムメンテナンス時間を除きます) ③ 指値注文の有効期間 注文日の8 日後の午前7 時00 分(サマータイムの時期は午前6 時00 分)まで(なお、午前6 時50 分～午前7 時00 分(サマータイムの時期は午前5 時50 分～午前6 時00 分)はシステムメンテナンスのため約定されません。) (ただし 8 日後が日曜日、月曜日または為替休業日の翌日に該当する場合は、前為替営業日の翌日午前6 時00 分(サマータイムの時期は午前5 時00 分)まで) ④ 注文レートの範囲 注文受付時点の提示レートまたは直近(直前のリアルタイム注文受付終了時点)の提示レートから上下10 円または0.10 ミドル以内 ⑤ 注文受付条件 出金口座の出金可能額が、出金相当額以上であること。 注文受付から取引成立(資金振替)までの間(IFD については第 2 注文の資金振替までの間)、出金相当額について出金口座からの払戻しを制限させていただきます。(有効期間までに注文が成立しない場合は、制限を解除します。) ⑥ 注文受付時の出金相当額の計算方法 1) 注文金額として出金金額を指定する場合 出金相当額は、注文金額となります。なお、取引成立時の出金金額は注文金額と同額ですが、適用為替レートは注文レートと異なる場合があるため、取引成立時の入金金額は未確定です。 2) 注文金額として入金金額を指定する場合 出金相当額は、注文レートまたは直近(直前のリアルタイム注文受付終了時点)の提示レートをもとに、以下のとおり計算します。なお、取引成立時の入金金額は注文金額と同額ですが、適用為替レートは注文レートと異なる場合があるため、取引成立時の出金金額は未確定であり、出金相当額とは異なる場合があります。 a) 「指値」での注文の場合 ・ 買付: 出金相当額 = 注文金額 × 注文レート (単位未満切上げ) ・ 売却: 出金相当額 = 注文金額 ÷ 注文レート (単位未満切上げ) ※ 通貨の組合せが米ドル・カナダドル、米ドル・スイスフラン、米ドル・香港ドルの場合は、計算式の掛け算・割り算が逆になります。 b) リアルタイム注文の受付時間帯における「逆指値」での注文の場合 ・ 買付: 出金相当額 = 注文金額 × [注文レート × 110%] (単位未満切上げ) ・ 売却: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [注文レート × 90%] (単位未満切上げ) ※ 通貨の組合せが米ドル・カナダドル、米ドル・スイスフラン、米ドル・香港ドルの場合 ・ 買付: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [注文レート × 90%] (単位未満切上げ) ・ 売却: 出金相当額 = 注文金額 × [注文レート × 110%] (単位未満切上げ) c) ウィークエンド注文の受付時間帯における「逆指値」での注文の場合 注文レートと直近(直前のリアルタイム注文受付終了時点)の提示レートのうち、不利な方を計算レートとして計算します。 ・ 買付: 出金相当額 = 注文金額 × [計算レート × 110%] (単位未満切上げ) ・ 売却: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [計算レート × 90%] (単位未満切上げ)
--	---

		※ 通貨の組合せが米ドル・カナダドル、米ドル・スイスフラン、米ドル・香港ドルの場合 ・買付: 出金相当額 = 注文金額 ÷ [計算レート × 90%] (単位未満切上げ) ・売却: 出金相当額 = 注文金額 × [計算レート × 110%] (単位未満切上げ) ⑦ 適用為替レート 当社提示レートが、お客さまが指定した取引条件に到達したときの当該提示レート (最初に取引条件に到達したときの当社提示レート。適用為替レートは注文レートと異なる場合があります) ⑧ 取引の成立 指値注文の有効期間内に、当社提示レートが、お客さまが指定した取引条件に到達することが取引成立の条件となります。 当社提示レートが、お客さまが指定した取引条件に到達しないまま有効期間を迎えた場合には、取引は不成立となります。FDの場合は最初の注文のみ成立することもあります。また、注文金額として入金金額を指定した場合で、「逆指値」での注文の場合、上記⑦の適用為替レートが上記⑥2)の注文受付時に参照した注文レートまたは計算レートから10%を超えて変動し、取引成立時の出金金額が注文受付時に計算された出金相当額を上回るようになる場合には、取引は不成立となりますので、あらかじめご了承ください。 ⑨ 資金振替日 外国為替取引の成立日 ⑩ 指値手数料 ありません																														
外国為替取引において負担する為替コスト		外国為替取引(外貨の買付・売却)においては、以下の為替コストをご負担いただきます (1 通貨単位あたり、片道)。ただし、当社提示レートには、為替コストが含まれておりますので、別途お支払いいただくものではありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>買付または売却する通貨</th><th>円との取引</th><th>米ドルとの取引</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td><td>1 米ドルあたり6 銭</td><td>—</td></tr> <tr> <td>ユーロ</td><td>1 ユーロあたり14 銭</td><td>1 ユーロあたり0.0020 米ドル</td></tr> <tr> <td>英ポンド</td><td>1 英ポンドあたり24 銭</td><td>1 英ポンドあたり0.0050 米ドル</td></tr> <tr> <td>豪ドル</td><td>1 豪ドルあたり24 銭</td><td>1 豪ドルあたり0.0050 米ドル</td></tr> <tr> <td>NZドル</td><td>1NZドルあたり24 銭</td><td>1NZドルあたり0.0050 米ドル</td></tr> <tr> <td>カナダドル</td><td>1 カナダドルあたり24 銭</td><td>1 米ドルあたり0.0050 カナダドル</td></tr> <tr> <td>スイスフラン</td><td>1 スイスフランあたり24 銭</td><td>1 米ドルあたり0.0050 スイスフラン</td></tr> <tr> <td>香港ドル</td><td>1 香港ドルあたり5 銭</td><td>1 米ドルあたり0.0500 香港ドル</td></tr> <tr> <td>南アランド</td><td>1 南アランドあたり19 銭</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	買付または売却する通貨	円との取引	米ドルとの取引	米ドル	1 米ドルあたり6 銭	—	ユーロ	1 ユーロあたり14 銭	1 ユーロあたり0.0020 米ドル	英ポンド	1 英ポンドあたり24 銭	1 英ポンドあたり0.0050 米ドル	豪ドル	1 豪ドルあたり24 銭	1 豪ドルあたり0.0050 米ドル	NZドル	1NZドルあたり24 銭	1NZドルあたり0.0050 米ドル	カナダドル	1 カナダドルあたり24 銭	1 米ドルあたり0.0050 カナダドル	スイスフラン	1 スイスフランあたり24 銭	1 米ドルあたり0.0050 スイスフラン	香港ドル	1 香港ドルあたり5 銭	1 米ドルあたり0.0500 香港ドル	南アランド	1 南アランドあたり19 銭	—
買付または売却する通貨	円との取引	米ドルとの取引																														
米ドル	1 米ドルあたり6 銭	—																														
ユーロ	1 ユーロあたり14 銭	1 ユーロあたり0.0020 米ドル																														
英ポンド	1 英ポンドあたり24 銭	1 英ポンドあたり0.0050 米ドル																														
豪ドル	1 豪ドルあたり24 銭	1 豪ドルあたり0.0050 米ドル																														
NZドル	1NZドルあたり24 銭	1NZドルあたり0.0050 米ドル																														
カナダドル	1 カナダドルあたり24 銭	1 米ドルあたり0.0050 カナダドル																														
スイスフラン	1 スイスフランあたり24 銭	1 米ドルあたり0.0050 スイスフラン																														
香港ドル	1 香港ドルあたり5 銭	1 米ドルあたり0.0500 香港ドル																														
南アランド	1 南アランドあたり19 銭	—																														
外国為替取引の取消・訂正		注文が成立した後は、取引の取消・訂正は一切できません。 注文が成立する前にかぎり、注文内容を取り消すまたは訂正することが可能です。 ① ウィークエンド注文: 受付時間終了まで注文取消が可能です。 ② 指値注文: 注文未成立かつ有効期間内にかぎり、注文取消ならびに、指値または有効期間の訂正が可能です。																														
解約	代表口座	代表口座の解約時に代表口座の外貨普通預金の解約処理を行います。解約金(元金および解約利息)については、解約日における当社所定の為替レートにて円転のうえ、代表口座の円普通預金へ振替えます。																														
	目的別口座	目的別口座の解約時に目的別口座の外貨普通預金の解約処理を行います。解約金(元金および解約利息)については、代表口座の同一通貨の外貨普通預金へ振替えます。																														
課税関係		個人のお客さまは、利息に対して20.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税)。マル優のお取扱いはありません。																														

住信SBIネット銀行

	為替差益は、雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者で、差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下であれば確定申告は不要です。為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。 法人のお客さまは、利息に対して15.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む))の税率により源泉徴収されます。
預金保険制度等	この預金は、預金保険制度の対象ではありません。 外国為替相場の変動によっては、または外国為替相場に変動がない場合でも為替コストにより、売却時の円(または米ドル)相当額が、買付時の円(または米ドル)相当額を下回り、元本割れとなる可能性があります。
その他	1. 通帳およびステートメントの発行はありません。残高および入出金明細については当社WEBサイトにてご確認ください。 2. 市場の流動性が極端に低下している場合など、既に預入していただいた南アフリカランド建て外貨預金から円貨への払戻取引、および円貨から南アフリカランド建て外貨預金への預入取引に応じられない場合があります。また、南アフリカ共和国の格付けが一定水準未満となる等、取扱いを継続するに相応しくないと当社が判断した場合には、新規預入を停止することがあります。
当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または03-5252-3772